平成２２年（フ）第５２号
長崎県大村市上諏訪町1055番地１　ヴェルデ上諏訪102号、前住所長崎市泉２丁目15番27―203号
破産者　岩永　和子
１　決定年月日　平成22年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
長崎県大村市上諏訪町1055番地１　ヴェルデ上諏訪102、前住所大村市三城町1240番地１クレスト三城Ａ―202号
破産者　岩永　信之
１　決定年月日　平成22年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第８１１号
札幌市中央区南19条西９丁目１番11号　橋本マンション302号
破産者　宮崎　浩之
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８１２号
札幌市中央区南19条西９丁目１番11号　橋本マンション302号
破産者　宮崎美代乃
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６５号
札幌市白石区本郷通５丁目北３番21号　まりもハイツ202号
破産者　有沼　伸二
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３０号
北海道千歳市富丘２丁目23番８―201号
破産者　中川　嘉代（旧姓奥田）
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４号
北海道稚内市港４丁目１番３号
破産者　佐藤　由美
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３３号
北海道旭川市東７条１丁目３番６号みんとはうす102
破産者　深見由美子（旧姓太田）
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８１号
北海道帯広市東２条南17丁目15番地２　ハイツパークサイドⅡ２―Ｆ号
破産者　黒澤美智子
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第９４５号
岩手県八幡平市大更第25地割７番地３
破産者　伊藤　　進
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４６６号
盛岡市岩脇町３番６―３号
破産者　成田あかり
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３０８号
川崎市川崎区池上新町２丁目４番15号　スカイハイツ池伊301、前住所秋田市楢山城南新町23番15号
破産者　斉藤　光雄
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７３号
秋田市上北手猿田字四ツ小屋110番地157　県営南ケ丘住宅10―102
破産者　山上　貴之
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９５号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生730番地の２
破産者　秋葉　昭夫
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２５号
山形県東置賜郡高畠町大字上和田2850番地、前住所山形県米沢市万世町桑山1525番地の５
破産者　二瓶るり子（旧姓高野）
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４３号
千葉県山武市白幡1619番地49
破産者　小玉　光夫
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３８号
東京都荒川区南千住８丁目６番２―1803号、破産手続開始決定時の住所千葉県山武郡大網白里町柿餅270番地44
破産者　不破　庸昭
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３４号
富山県高岡市大野193番地１　メゾン大和８．606号、開始決定時の住所富山県高岡市蓮花寺45番地４
破産者　もみの木ハウスこと　佐藤　雅敏
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部